

2017年9月15日

国際協力機構 審査部・企画部御中

CC:

国際協力機構 環境社会配慮助言委員会御中

国際環境 NGO FoE Japan

メコン・ウォッチ

【要請書】

国際協力機構(JICA)の環境社会配慮ガイドライン改定に向けたレビュー調査に関する追加要請

標記につき8月28日付で要請書を提出いたしました。その内容につき、第83回環境社会配慮助言委員会にて、JICA 審査部より、現在精査中で今後対応を検討していくとのご説明をいただきました。同要請書で指摘させていただいた問題点ならびに案件につきまして、現地調査の実施を含むレビュー調査の対象とするようあらためてお願いいたします。

また、同委員会にて審査部・企画部よりご提示された「レビュー調査方法（含むレビュー論点）（案）」について、意見があれば9月15日までに提出するようにご説明がありましたため、先の要請書に追加する形で以下の意見を提出させていただきます。これらの点についてもご対応いただきますよう、要請いたします。

連絡先:

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

〒110-0016 東京都台東区台東1-12-11 青木ビル3F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

(1) 2017年9月1日、貴機構が環境社会配慮助言委員会に示した「レビュー論点案」は、レビューを受託するコンサルタントに示すための調査項目であると考えます。この調査の結果を受け、議論の上で論点が明らかとなるため、この資料は「調査項目案」とすべきである。

また、レビュー調査の結果が出た後に包括的な議論や検討を行なった上で、ガイドラインの改定に関する「論点」が明らかになると理解しているが、その議論や検討の過程においては、今後も助言委員会のみならず、NGO等からの意見・提案に門戸を開いておくべきである。

(2) 貴機構は海外に多くの拠点を有して事業を実施されていることから、レビュー・検討・改定について、誰がどのように実施していくのか、海外を含め早期の段階で周知し、広く意見を求めるべきである。

(3) 「レビュー調査方法（含むレビュー論点）（案）」の2（2）で、調査報告書案を公開、助言委員会で報告、「必要に応じパブコメ募集」とあるが、要所で必ず情報公開の上、海外も含め、広く一般から意見を募集すべきである。

(4) 同文書の2（3）で「カテゴリB、C、F I案件はスキーム、セクター、地域等を踏まえて」サンプル調査するとなっているが、カテゴリ分類が問題となった案件もあるので、サンプル調査に加え、カテゴリ分けに意見の出た案件についても、調査でその内容を把握すべきである。

(5) また、「カテゴリ B、C、F I 案件」についても、問題の指摘のあった案件は全件入れるべきである。なお、貴機構が意見を求めている環境社会配慮助言委員会は、主にカテゴリ A 案件を中心に確認をしているため、他のカテゴリ案件については他から寄せられた意見や貴機構側で把握されている問題案件が該当すると思われる。

(6) 同文書の 2 (4) 2) で、「JICA 事業を取り巻く環境の変化について整理」するとあるが、インフラ整備は一般に現地住民の生活に対する影響が甚大であるため、住民への周知、協議、合意形成が丁寧かつ十分な時間をかけて行われるべきである。しかし、「迅速化」の要請は、こうしたプロセスを形骸化させ、ガイドライン遵守と相反する可能性を孕んでいる。被影響住民の視点や状況を第一に考え、環境の変化について整理すべきである。

(7) 同文書の 2 (3) で、「異議申立の本手続きに進んでいる案件は、現地調査の対象としない」、「異議申立担当審査役の調査報告書をレビュー対象とする」とされているが、異議申立のあった案件は優先して、現地調査の対象とし、審査役の報告書以外の資料もレビューすべきである。

今回のレビュー調査の主眼は、同文書の 2 (4) 1) で挙げられている「ガイドラインとの乖離」を確認し、「その原因（規定、解釈の違い、運用能力等）について確認」することにあると思われる。これまでの異議申立内容ならびに当事者や NGO 等の利用者からあげられてきた意見・評価は、ガイドラインの遵守状況に関するものであると同時に、この「乖離」や「その原因」を指摘しているものでもある。例えば、異議申立のあったベトナムのハノイ市都市鉄道建設事業（ナムタンロンーチャンフンダオ間（2 号線））では、検討結果に対する当事者からの意見書で「ガイドライン自体が曖昧で一般人には違反を指摘しづらい」との意見やいくつかの提案が挙げられている<sup>1</sup>。

また、今回のガイドラインのレビュー・検討・改定にあたっては、異議申立要綱の規定<sup>2</sup>に則り、併せて同要綱の見直しを実施すべきである。例えば、ミャンマーのティラワ経済特別区開発事業/整備事業では、現行の異議申立制度における独立性や中立性などの基本原則、また、審査役の調査方法に関する意見が利用者や NGO から挙げられている<sup>3</sup>。こういった点は、審査役の調査報告書や年次報告書の内容には含まれていない内容であるため、異議申立制度自体の見直しにも活かせるよう、今回のレビュー調査の対象とし、現地調査も含め、利用者の声を丁寧に聞き取った上で、課題・教訓を抽出すべきである。

---

<sup>1</sup> 検討結果に対する異議申立人からの意見書

[https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001o1p07-att/objectoropinion\\_150109.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001o1p07-att/objectoropinion_150109.pdf)

<sup>2</sup> 異議申立手続要綱 16. (1) 「本要綱の見直しは、原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者及び審査役からの意見・評価に基づき検討を行う。」

<sup>3</sup> 調査報告書に対する当事者からの意見書

[https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/opinion\\_my01\\_150107.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/opinion_my01_150107.pdf)

メコン・ウォッチからの意見書

[http://www.mekongwatch.org/PDF/rq\\_20141203.pdf](http://www.mekongwatch.org/PDF/rq_20141203.pdf)

EarthRights International からの意見書

[http://www.mekongwatch.org/PDF/news20141208\\_Thilawa\\_ERI\\_ResponsetoExaminersReport.pdf](http://www.mekongwatch.org/PDF/news20141208_Thilawa_ERI_ResponsetoExaminersReport.pdf)